守っていますか！？
自転車の安全な乗り方

～　ルール違反による事故には損害賠償責任も　～

自転車は、手軽でエコで適度な運動にもなるとても便利な乗り物。通勤通学の足として、また健康のために多くの方が利用しています。でも、自転車も『軽車両』の一種です。危険な乗り方は、重大な事故につながりかねません。誰もが、安全で楽しく自転車を利用するため、ルールとマナーを守りましょう。

●●● 自転車安全利用５則 ●●●

① 自転車は車道通行が原則、歩道通行は例外
② 車道は左側を通行
③ 歩道を通行する場合は歩行者優先で、車道寄りを原則徐行
④ 安全ルールを守る（飲酒運転・並進・二人乗りの禁止、夜間のライト点灯、信号を守る）
⑤ 子どもはヘルメットを着用

●●● 罰則の範囲が拡大されました！ ●●●

平成２１年２月１日から改正宮城県道路交通規則が施行され、**自転車運転中**の次のような禁止行為に違反した場合には**罰則**（５万円以下の罰金）が科せられます。

①運転中の傘差し・携帯電話使用・荷物を持ち又はハンドルに掛けるなど、視野を妨げ、安定を失うおそれのある方法での運転
②高音量でヘッドホン等を使用して音楽を聞くなど、安全運転に必要な音や声が聞こえない状態での運転

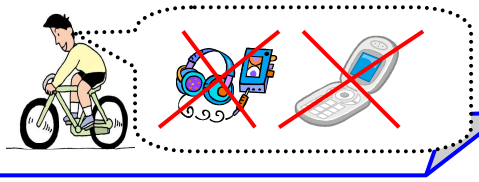

●●● やめよう！自転車の *危険な* 乗り方 ●●●

一時不停止　急な進路変更　歩道での高速走行
二人乗り　運転しながらの携帯電話・傘差し走行
横に並んで走行　無灯火走行　横断歩道の走行

（二人乗り）

（傘差し）

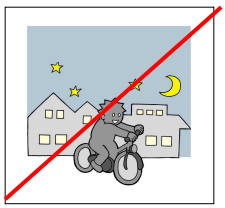
（無灯火走行）

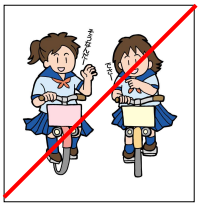
（横に並んで走行）

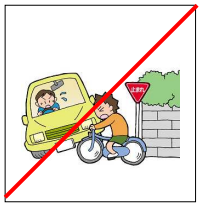
（一時不停止）

など

●●● ルール違反の事故に *損害賠償責任* も ●●●

- 混雑している歩道を走行中の自転車が歩行者のハンドバックを引っ掛け、歩行者を転倒させ、傷害を負わせたケースについて、自転車側の過失（注意義務を怠った）があったとして、**約 1,450 万円**の支払いが命じられた。（東京地方裁判所判決）
- 信号待ちしていた歩行者と衝突し歩行者を転倒・負傷させたケースについて、自転車側に過失（前方不注意。歩行者の動静に対応する運転操作の誤り）があったとして、**約 1,800 万円**の支払いが命じられた。（大阪地裁判決）

◆◆◆ ＴＳマークを利用しましょう！ ◆◆◆

TS マークとは、自転車安全整備士が点検・整備し、交通ルール等の安全指導を行った時に貼られるマークです。運転中の事故に備え、相手方への賠償責任保険と運転者のけがに対する傷害保険がついています。
詳しくは、自転車を購入された店又は自転車の整備点検の出来る店にお問合せ下さい。

宮城県警察や仙台市のホームページで自転車の安全利用について詳しくご紹介していますので、ぜひご覧下さい。

■ 宮城県警察　http://www.police.pref.miyagi.jp/hp/top/jitensya-anzen.pdf
■ 仙台市　http://www.city.sendai.jp/kurashi/bohan/kotsu/0080.html

仙台市市民局市民生活課（TEL022-214-6148　FAX022-211-5986）